

○尾道市個人情報保護条例

平成6年3月24日

条例第2号

注 平成17年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示請求権等の市民の権利を保障するとともに、実施機関、市民及び事業者の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業、病院事業、消防長及び議会をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、実施機関により個人情報が保管されている者をいう。
- (3) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスク及びその他これらに類するものに記録されるもの又は記録されたものをいう。
- (4) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (5) 個人情報ファイル 磁気ディスク、簿冊、台帳等であって、一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された特定個人を検索することが可能な個人情報の集合物をいう。
- (6) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い、電子計算機及びその関連機器を利用して事務を自動的に処理する組織をいう。

(平17条例14・平17条例177・平19条例43・一部改正)

(実施機関及び職員の責務)

第3条 実施機関は、市民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関の任命権者は、その所属職員に対して、個人情報の取扱いに関する教育及び研修を行い、指導及び監督に努めなければならない。
- 3 個人情報の保管等を行う実施機関の職員(特別職の職員を含む。以下同じ。)は、職務上知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平17条例129・一部改正)

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業活動を実施するに当たって個人情報の保管等をするときは、個人情報に係る市民の権利利益の侵害を防止するための措置を講じるとともに、個人情報保護のための市の施策に協力しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第6条 実施機関から個人情報の処理その他の個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該受託した処理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

- 2 前項に定める受託した処理業務に従事する者(以下「受託業務従事者」という。)は、業務上知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当に使用してはならない。その業務が終了した後も同様とする。
- 3 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。
- 4 前3項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、本市の公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第1項中「個人情報の処理その他の個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)」は、当該受託した処理業務」とあるのは「指定された公の施設の指定管理者は、当該指定された施設の管理業務(以下「指定管理業務」という。)」と、第2項中「受託した処理業務に従事する者(以下「受託業務従事者」という。)」とあるのは「指定管理業務に従事する者(以下「指定管理業務従事者」という。)」と、第3項中「個人情報の取扱いを伴う業務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該契約において」とあるのは「指定管理者に施設の管理を行わせるときは、協定等により」と読み替えるものとする。

(平17条例129・一部改正)

(保管等の一般的制限)

第7条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、その分掌する事務の目的達成に必要な範

困で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、法令に定めがあるとき又は実施機関が尾道市個人情報保護審議会(第26条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いて、正当な公務の執行を行うために必要であると認めたときを除き、次の各号に掲げる事項に関する個人情報の保管等をしてはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) その他市民の権利利益を侵害するおそれがある事項
- (個人情報の保管等の届出)

第8条 実施機関は、個人情報の保管等に当たり、新たに個人情報ファイルを作成しようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 個人情報ファイルの対象となる個人の範囲
- (4) 個人情報ファイルの内容
- (5) 個人情報ファイルの管理責任者
- (6) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項に規定する個人情報ファイルを廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出について、その内容を定期的に審議会に報告しなければならない。

(個人情報ファイルの目録の作成)

第9条 市長は、個人情報の開示請求等に資するため、規則で定めるところにより、個人情報ファイルの目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(収集方法の制限)

第10条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、利用目的及び内容等を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令の定めがあるとき。
- (3) 市民の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- (4) 出版、報道等により公知性が生じた個人情報であるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公務の執行のために必要であると認めた場合で、市長が審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するとき。

3 実施機関は、前項第3号及び第5号の規定により、本人以外のものから個人情報を収集したときは、審議会が必要でないと認めた場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 法令等の規定により、本人が申請、届出その他これに類する行為を行ったときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、適正な維持管理を図るため個人情報管理責任者を定め、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新のものにすること。
- (2) 個人情報の改ざん、滅失及びき損その他の事故を防止すること。
- (3) 個人情報の漏洩を防止すること。

2 実施機関は、保管等の必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第12条 実施機関は、個人情報を本来の利用目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令の定めがあるとき。
- (3) 市民の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公務の執行のために必要であると認めた場合で、市長が審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するとき。

3 実施機関は、前項第3号及び第4号の規定により目的外利用等をしたときは、審議会が必要ないと認めた場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

(電子計算組織結合の禁止)

第13条 実施機関は、個人情報を電子計算組織により処理する場合において、国、他の地方公共団体等の電子計算組織と通信回線による結合によって個人情報の外部提供を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、結合による外部提供を行うことができる。

(1) 法令の定めがあるとき。

(2) 公務の執行上必要であり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき。

3 実施機関は、前項第2号の規定により電子計算組織の結合を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。結合の内容を変更しようとするときも同様とする。

(開示の請求等)

第14条 市民は、実施機関に対し、当該実施機関が保管等をしている自己情報の開示を請求することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示の請求があったときは、開示の請求をした者に対し、当該開示の請求に係る自己情報を開示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示しないことができる。

(1) 法令に定めがあるもの

(2) 個人の評価、選考、診断、判定等に関するもので、本人に知らせないことが正当であると認められるもの

(3) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの

(4) その他開示することにより、実施機関の公正かつ正当な公務の執行が著しく妨げられるおそれがあると認められる場合で、市長が審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するとき。

4 実施機関は、前項に規定する自己情報であっても、期間の経過により同項各号のいずれにも該当しなくなったものは、これを開示しなければならない。

5 実施機関は、請求に係る自己情報が第3項各号のいずれかに該当する部分とその他の部分とからなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、同項各号のいずれかに該当する部分を除いて、開示しなければならない。

(訂正の請求)

第15条 市民は、実施機関が保管等をしている自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第16条 市民は、実施機関が第7条、第10条第1項又は第2項の規定に違反して、不当に自己情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、その削除を請求することができる。

(中止の請求)

第17条 市民は、実施機関が第12条第1項又は第2項の規定に違反して、不当に自己情報を目的外利用等をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止を請求することができる。

(開示等の請求手続)

第18条 自己情報の開示、自己情報の訂正、自己情報の削除又は自己情報の目的外利用等の中止(以下「自己情報の開示等」という。)を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、実施機関に対し、本人であることを明らかにして、規則で定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(請求による一時停止)

第19条 実施機関は、自己情報の訂正、削除又は中止の請求がなされたときは、請求に対する決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は提供を一時停止しなければならない。ただし、一時停止によって実施機関の正当な公務の執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により当該自己情報の利用又は提供を一時停止しなかったときは、審議会に報告しなければならない。

(請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、自己情報の開示等について請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日の翌日から起算して、開示の請求にあっては14日以内に、訂正、削除又は中止の請求にあっては30日以内に当該請求を認めるか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず請求書の提出があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の期間及び理由を書面により請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、当該決定の内容を記載した書面により、請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、当該請求を認めないこととする決定(自己情報の一部を開示しないこととする決定を含む。)をしたときは、前項の規定による書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、開示しないことと決定した自己情報が開示できるようになる時期をあらかじめ

め明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

(決定後の措置)

第21条 実施機関は、自己情報を開示することと決定したときは、速やかに請求者に対し当該自己情報の開示をしなければならない。

- 2 自己情報の開示は、実施機関が通知書により指定する時期及び場所において、当該自己情報の閲覧又は写しの交付により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、自己情報を直接開示することにより、当該自己情報が汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該自己情報を複写したものにより開示することができる。
- 4 実施機関は、請求に基づき、訂正、削除又は目的外利用等の中止をすることと決定したときは、速やかに当該自己情報を訂正し、削除し、又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を請求者、通常の提供先及び当該自己情報の目的外利用等の相手方に対し、通知しなければならない。

(費用の負担)

第22条 自己情報の開示等の請求に係る手数料は、無料とする。ただし、自己情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の法令との調整)

第23条 他の法令の規定により個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止についての手続が定められているときは、その定めるところによるものとする。

- 2 この条例に規定する手続きは、前項に規定するもののほか、実施機関が管理する施設等において、一般の利用に供することを目的として個人情報が記録されている図書、図画等については、適用しない。

(苦情の処理)

第24条 市民は、個人情報の処理について、市長に対し苦情の申出をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定により苦情の申出があったときは、適正かつ迅速に処理しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による苦情の申出があった場合において、個人情報の保護のため必要があると認めるときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(不服申立て)

第25条 実施機関は、自己情報の開示等の請求に対する決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由に却下するときを除き、尾道市個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(個人情報保護審議会)

第26条 この条例による個人情報保護制度の適正な運営を図るため、尾道市個人情報保護審査会を置く。

- 2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) この条例により、その権限に属することとされた事項
 - (2) 個人情報保護制度の運営に関する重要な事項
- 3 前項に規定するもののほか、審議会は、個人情報の保護に関する重要事項について、必要があると認めるときは実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、苦情申出人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 7 審議会の委員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(個人情報保護審査会)

第27条 不服申立てについての諮問に応じて審査を行わせるため、尾道市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査会は、当該審査が終了するまでは当該不服申立人に対して意見を述べる機会を保障しなければならない。
- 5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(事業者に対する指導、勧告等)

第28条 市長は、事業者が個人情報に係る市民の権利利益を侵害する行為をするおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は関係資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が個人情報に係る市民の権利利益を侵害する行為をしていると認めるときは、その是正若しくは中止を指導し、又は勧告することができる。

3 市長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いてその事実を公表することができる。

(運用状況の公表)

第29条 市長は、規則で定めるところにより、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況について、公表しなければならない。

(国等への要請)

第30条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

(出資法人等への協力要請)

第31条 市長は、市が出資する法人若しくは事業運営費を助成している公共的団体が個人情報の保管等をするときは、この条例の趣旨を十分に尊重し、個人情報の取扱いについて必要な措置を講じるよう協力を要請するものとする。

(罰則)

第32条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務従事者若しくは受託業務に従事していた者又は指定管理業務従事者若しくは指定管理業務に従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルであって特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平17条例129・全改)

第33条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平17条例129・追加)

第34条 審議会の委員若しくは委員であった者又は審査会の委員若しくは委員であった者が、職務上知り得た個人情報を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平17条例129・追加)

第35条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平17条例129・追加)

第36条 受託業務従事者及び指定管理業務従事者が第32条又は第33条の違反行為をしたときは、その者を罰するほか、受託者又は指定管理者に対しても各本条の罰金刑を科する。

(平17条例129・追加)

第37条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平17条例129・追加)

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平17条例129・旧第33条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
(平成7年規則32号で、同年7月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例施行の際現に実施機関が保管等をしている個人情報については、この条例の相当規定による手続きを経たものとみなす。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(御調町及び向島町の編入に伴う経過措置)

4 御調町及び向島町の編入の日(付則第6項及び付則第7項において「編入日」という。)前に御調町個人情報保護条例(平成12年御調町条例第45号。以下「御調町条例」という。)又は向島町

- 個人情報保護条例(平成10年向島町条例第1号。以下「向島町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(平17条例14・追加、平17条例177・一部改正)
- 5 御調町及び向島町の編入により、実施機関が新たに保有することとなる個人情報に係る第8条に規定する手続は、同条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までにこれを行うものとする。
(平17条例14・追加)
- 6 御調町条例第3条第2項若しくは御調町情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成12年御調町条例第46号)第2条第3項に規定する者でその職を退いたもの又は御調町条例第10条第3項に規定する者で当該業務が終了したもの及び向島町条例第3条第2項、第18条第4項又は第23条第5項に規定する者でその職を退いたものに対しては、これらの規定は、編入日以後も、なお効力を有する。
(平17条例14・追加)
- 7 編入日前にした向島町条例第3条第2項、第6条第2項、第18条第4項若しくは第23条第5項の規定に違反する行為又は編入日以後にした前項の規定によりなお効力を有するとされる向島町条例第3条第2項、第18条第4項若しくは第23条第5項の規定に違反する行為に対しては、この条例による罰則を適用しない。
(平17条例14・追加)
(因島市及び瀬戸田町の編入並びに一部事務組合の解散に伴う経過措置)
- 8 因島市及び瀬戸田町の編入の日(付則第10項から付則第12項までにおいて「編入日」という。)前に因島市個人情報保護条例(平成9年因島市条例第17号。以下「因島市条例」という。)又は瀬戸田町個人情報保護条例(平成15年瀬戸田町条例第24号。以下「瀬戸田町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為及び解散前の尾道因島地区衛生施設組合、尾道地区消防組合、尾道広域市町村圏事務組合又は瀬戸田町因島市中学校組合(以下これらを「一部事務組合」という。)の職員によりなされた個人情報に係る手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(平17条例177・追加)
- 9 因島市及び瀬戸田町の編入並びに一部事務組合の解散により、実施機関が新たに保有することとなる個人情報に係る第8条に規定する手続は、同条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までにこれを行うものとする。
(平17条例177・追加)
- 10 因島市条例第3条第2項、第24条第5項若しくは第25条第6項に規定する者でその職を退いたもの又は同条例第6条第2項に規定する者で当該業務が終了したもの及び瀬戸田町条例第9条若しくは第22条第5項に規定する者でその職を退いたもの又は同条例第10条第2項に規定する者で当該業務が終了したものに対しては、これらの規定は、編入日以後も、なお効力を有する。
(平17条例177・追加)
- 11 編入日前に因島市条例第31条に規定する行為又は瀬戸田町条例第24条から第27条までに規定する行為を行った者に対する罰則の適用については、それぞれ因島市条例又は瀬戸田町条例の例による。
(平17条例177・追加)
- 12 編入日前にした一部事務組合の職員の行為に対しては、この条例による罰則を適用しない。
(平17条例177・追加)
付 則(平成9年9月25日条例第42号)
この条例は、平成9年10月1日から施行する。
付 則(平成14年3月20日条例第7号)
1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
2 この条例の施行後最初に委嘱される尾道市個人情報保護審議会及び尾道市個人情報保護審査会の委員の任期については、改正後の条例第26条第5項及び第27条第3項の規定にかかわらず、別に定めることができる。
付 則(平成16年3月2日条例第2号抄)
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。
付 則(平成17年3月2日条例第14号)
この条例は、平成17年3月28日から施行する。
付 則(平成17年3月23日条例第129号)
1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
付 則(平成17年12月21日条例第177号)
この条例は、平成18年1月10日から施行する。
付 則(平成19年10月30日条例第43号)抄
(施行期日)
1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。